

## 令和6年第1回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月5日(金) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員  
なし

6. 議事録署名者  
19番 児玉 一成 4番 山本 香織

7. 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典  
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴  
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (4) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (5) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと(非農地)の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について

・その他

- (1) 広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- (2) 令和5年第6回広島市議会定例会 農業関係質疑の要旨
- (3) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (4) 令和6年度農業担い手育成研修生 募集期間の延長について
- (5) 農業委員会だより（令和6年冬号）について
- (6) 令和5年度第5回地区協議会の日程等について
- (7) 令和6年1月の現地調査日程について

# 議 事

## 議 長（福島会長）

それでは、令和6年第1回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区佐東地区、武内推進委員、安佐北区可部地区、下土井推進委員、安芸区阿戸地区、藤岡推進委員、佐伯区五日市地区、岩崎推進委員、よろしくお願いたします。

なお、農業経営改善計画の安佐南区沼田地区、野稻推進委員、安佐北区白木地区、佐々木推進委員は欠席です。

本日、欠席者はありませんので、過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。19番、児玉委員、4番、山本委員よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について14件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の14件について説明します。議案の3ページから4ページをご覧ください。

1番は、親の名義の農地を耕作していた譲受人が、遺言によって取得した兄弟から購入するもので、9月の総会で持分3分の1を取得し、今回は共有者から持分3分の1を取得するものです。許可後の耕作面積は持分3分の2相当の435㎡としています。

2番から6番、8番、11番及び12番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

7番は、申請地付近に居住する譲受人が遠方に居住する譲渡人の農地、住宅、倉庫を譲り受けて新規就農するものです。倉庫については、議案の5ページ、議案番号2番で審議します。ハクサイ、キュウリ等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

9番は、譲受人が住宅及び農地を取得し、新規就農するものです。ネギ、ナスを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

10番は、平成30年に3筆の農地を貸資材置場へ転用するために法人が取得し、2筆については資材置場への転用が完了しましたが、申請地は残地となり農地のまま残っていました。法人の代表取締役の死去後、法人の閉鎖に向けて財産の処分を進めており、資材置場を買った譲受人が申請地を取得し、新規就農するものです。カキを栽培する旨の営農計画が添付されています。

13番は、父から子への贈与で、申請地を譲り受け、新規就農するものです。レモンを栽培する旨の営農計画が添付されています。

14番は、譲受人が宅地に家を建築し、周辺の農地を譲り受けて新規就農するものです。トウガラシ、イチゴを栽培する旨の営農計画が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の14件の説明を終わります。

## **議 長**

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、鍛冶山委員。

## **鍛冶山委員**

2番鍛冶山です。1番は、去る12月18日、山本委員、事務局2名と現地を確認しました。譲受人に、兄弟から持分を所有権移転するという案件です。問題ありません。

## **議 長**

2番、溝口委員。

## **溝口委員**

5番溝口です。2番の案件ですが、去る12月18日、福島委員、事務局2名で現地を調査しました。果樹が栽培されており、問題ないと思います。

## **議 長**

3番、浅元委員。

## **浅元委員**

7番の浅元です。3番の農地について、12月20日に上垣内委員、事務局職員2名と共に現地調査を行いました。譲渡人は、健康上の理由により耕作困難となったため、この農地を譲渡し、譲受人は規模拡大のため申請地を譲り受け、水田として耕作をしようとするものです。申請地は休耕状態にあり、譲受人が水田として利用することは、農地の有効活用につながり、特に問題はありません。

## **議 長**

4番、5番、岩重委員。

## **岩重委員**

8番の岩重です。4番、5番について説明します。現地確認は12月19日、己斐委員、事務局職員2名と行いました。4番、5番とも譲受人は同じ方で、申請地はニンニクの栽培計画を立て、すでに隣接する農地でニンニクを栽培されていました。申請地はきれいに管理され、問題ないと思います。

## 議 長

6番、7番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。6番、7番は、昨年12月19日、私と岩重委員、事務局職員2名で現地の調査を行いました。6番の申請地は適正に管理された状況でした。譲渡人が地区外に転居されており、耕作が出来ないということから譲り渡すこととし、譲受人は自宅から近く、経営規模拡大のため取得し、耕作を行う案件です。問題ありません。

7番は、譲受人の自宅近くの農地を譲り受けて新規に農業を行う案件です。申請地は管理されており、耕作可能な状況でした。許可後は、ハクサイ、キュウリ及びトマト等作付けされる予定となっております。問題ありません。

## 議 長

8番、下谷委員。

## 下谷委員

9番下谷です。8番の案件について、12月18日、佐藤委員、事務局職員2名と現地調査をしました。これは、譲渡人が兄で、弟に譲るものです。譲受人は、色々な野菜をJA直販や朝市に出荷されています。獣害対策もしっかりされていて、問題ないと思います。

## 議 長

9番、沼田委員。

## 沼田委員

12番沼田です。9番は12月19日に高畠委員と事務局職員とで現地調査を行いました。問題ないと思われます。

## 議 長

10番、谷口委員。

## 谷口委員

13番谷口です。10番の案件は、事務局の説明にありましたとおり、平成30年に資材置場として法人が取得されたものですが、申請地は資材置場に転用されなかったものです。法人の代表者が亡くなられたことにより法人閉鎖を選択され、申請地を管理する方を探しておられたところ、資材置場を取得された譲受人に農地として管理していただくことで合意されました。申請地はきれいに管理されており、問題はないと思います。

## 議 長

11番、河野委員。

## 河野委員

15番河野です。11番は12月18日に山縣委員、事務局職員とで現地調査を行いました。現地は、リンゴの木が7、8年前に植えられたもの2本とウメの木が2本、その他野菜が植えられていました。経営規模拡大ということで、管理も十分されており問題ないと思います。

## 議 長

12番から14番、吉田委員。

## 吉田委員

17番吉田です。12番から14番の案件は、先月12月20日、事務局職員2名と奥田委員とで現地調査を行いました。譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なことから、申請地近くで規模拡大を目指す農業者に譲り渡すもので、異議ありません。

13番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため、申請地の地区内に住む譲受人である子に譲り渡し、果樹栽培を目指すもので異議はありません。

14番は申請地の地区内に移住して農業を始めようとするもので、とても良いことであり異議はありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、14件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について6件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の6件について、説明いたします。議案の5ページ、6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、譲受人が令和4年6月7日付けで農地法第5条許可を受け進入路、調整池等に利用している申請地を賃借権設定から所有権移転に、一部転用から全部転用に変更し、残地部分を調整池管理用資材置場として利用しようとするものです。

2番は、宅地への転用事案で、譲渡人が昭和50年4月3日付けで農地法第5条許可を受け、物置2棟を含む庭園として利用していましたが、公図上境界未確定のため、地目変更登記ができませんでした。この度、申請地を売却するに当たり、前述の理由から登記地目が畑であるため、再度許可を受けようとするものです。

3番は、宅地への転用事案で、申請地は隣接宅地と一体で納屋の一部、農具小屋及び駐車場として利用しており、令和元年9月6日付けで農地法第5条許可を受けましたが、売買不成立により、令和3年6月22日付けで許可取消をしていたものです。この度、前回とは別の譲受人に売却するに当たり、前回と同様の目的で許可を受けようとするものです。

4番は、宅地への転用事案で、造園業を営む法人が、当該法人の代表取締役である譲渡人から申請地を借り受け、社屋の建築並びに駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

5番は、宅地への転用事案で、譲受人の親である譲渡人から申請地を借り受け、農家住宅を建築しようとするものです。

6番は、雑種地への転用事案で、金属くず等の収集運搬販売業を営む法人が、申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。3番及び6番の案件については、申請地が既に転用目的の用に供されており、4番については、主たる転用目的である社屋の建築は未着手ですが、その他の用途については概ね達成している現況であり、5番については、農家住宅を建築する際に取り壊すものの、未許可の農業用物置兼車庫が存在するため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書又は顛末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されま

## 議 長

議案第2号について、担当委員の意見をお伺いします。1番、上垣内委員。

## **上垣内委員**

6番上垣内です。この案件は、譲受人が許可を受け賃借していた調整池や資材置場を購入するものです。12月20日に、事務局職員と現地を確認しましたが、問題ないと判断しました。

## **議 長**

2番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番己斐です。2番は令和5年12月19日、事務局職員2名と現地調査を行いました。現状は物置が建っております。この度の許可申請ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、昭和50年4月3日の5条許可を受けて宅地に転用しましたが、公図上の境界未確定だったため、地目変更登記が出来ず、現在に至っているものです。改めて現状のまま、所有権移転し宅地として使用する申請で問題はありません。

## **議 長**

3番、高島委員。

## **高島委員**

11番高島です。3番について説明します。この案件につきましては、建物の前は公衆用道路、申請地は現状宅地化されております。周囲には影響を及ぼすことはないものと思われ、問題はありません。

## **議 長**

4番、船木委員。

## **船木委員**

14番船木です。4番は令和5年12月19日に、事務局職員2名と現地調査を行いました。この案件は、譲渡人が代表取締役を務める法人に使用貸借権を設定するものです。問題はないと思います。

## **議 長**

5番、6番、奥田委員。

## **奥田委員**

18番奥田です。5番、6番について報告します。12月20日に、事務局職員2名と現地調査をしました。

5番は、農家住宅を建てるもので問題はないと思います。

6番は、資材置場にすることで周囲への影響もなく問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、6件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の7ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、溝口委員。

## 溝口委員

5番溝口です。去る12月18日に現地を確認しました。現地はきれいに管理されており、問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議がございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第4号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についてですが、議案番号の6番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定がありますので、はじめに議案番号6番を除く5件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第4号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取のうち議案番号6番を除く5件について説明します。令和5年12月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の8ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については別冊資料をご覧ください。

1番の申請者は、現在、広島菜、キュウリなどを露地及びハウスで生産しています。今後は、トマトの作付面積を減らし、定植から1か月で収穫できるキュウリの作付面積を増やすことに加え、単価が高い春作の広島菜の作付を行い売上増加を図ります。また、これまでの全量市場出荷から、スーパーやネット販売、直売の販路への移行で単価アップにつなげることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得509万円を目指す計画を立て、申請をするもので

す。

2番の申請者は、現在、ハウスでイチゴ及びジャムの生産を行っています。

今後は、温度管理による花芽分化のコントロールについて指導機関と連携し、効率的な営農に向け技術検討します。従業員の熟練化等により単収の増加を目指します。環境制御装置の導入などスマート農業化に取り組むことで、労働時間の短縮に努めることにより、年間労働時間1,900時間、年間所得573万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3番の申請者は、現在、ハウスでミズナ、コマツナ等の葉菜類を生産しています。今後は、環境制御機器の導入でさらに自動化を進めるとともに、データに基づいた栽培管理の適正化と作業の平準化・マニュアル化を進めることで、作業の効率化・生産物の高品質化を図ります。有機農産物の品質向上のため病害虫対策を徹底し、高単価かつ安定した契約取引を拡大することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得900万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

4番は広島市及び北広島町で営農されているため、広島県知事へ申請書の提出があり、令和5年12月12日付けで広島県知事から広島市長へ意見聴取の依頼がありました。申請者は現在、安佐北区〇〇と山県郡北広島町で、気候差を利用して作期をずらした野菜生産を行っています。今後は、緑肥を導入することにより、出荷率、秀品率の向上に努めます。現在の栽培品目を継続して生産するとともに、キャベツとハクサイの作付面積を拡大することで経営所得の安定を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得533万7千円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5番の申請者は現在、ミニトマトやコマツナ、ミズナを中心に生産を行っています。今後は、ミニトマトの作付面積を拡大します。ビニールハウス自動開閉かん水システム、自走ラジコン動力噴霧器を導入し、省力化を図ります。コマツナ、ミズナについて、販路開拓、分散出荷により全量を市場外出荷にしていくことにより、年間労働時間2,000時間、年間所得506万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第4号のうち議案番号6番を除く5件の説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、武内推進委員。

## 武内推進委員

安佐南区安古市、佐東地区を担当しております農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願ひします。

1番の申請者についてです。昨年12月27日に溝口農業委員と共に農園を訪問し、お話を伺いました。申請者はお勤めを辞めてから就農し、10年目になるということでした。経営形態は、キュウリ、トマト、広島菜、ホウレンソ

ウを露地とハウスで栽培され、広島菜はJAへ、それ以外のものは〇〇の方へ出荷されています。最近資材高騰に悩まされていますが、ハウスの借り入れの返済があと1年ということで、それを励みに、日々の生産に励んでいるとのことでした。今後は、規模拡大の意向を強く持っておられますが、当面は反収を向上させる中で、経営の安定を図っていくことを優先させるとのことでした。地元には多くのベテランの農家がおられ、周りの農家の方々からの助言の下、作型や栽培の工夫をされていました。以上のことから、この農業経営改善計画の新規認定については、問題ありません。

## 議 長

溝口委員からも意見があればお願いします。

## 溝口委員

申請者ですが、我が〇〇農青連の盟友で、人間的にも非常にまじめな方ですので問題ないと思われれます。

## 議 長

2番担当の野稻推進委員は欠席です。浅元委員から意見をお願いします。

## 浅元委員

7番浅元です。野稻委員が欠席ですので、代読させていただきます。昨年12月29日に意向調査を行いました。

申請者は、2010年に就農し、14年目を迎えております。現在は9棟のハウスで32aのイチゴ栽培と10aのイチゴ育苗、ジャムの加工販売を中心に営農をされています。6名のパートを年間通して、繁忙期にはアルバイトも雇用し、自社直売所、仲卸を通したスーパーへの販売と観光農園事業が中心となっています。2021年に20aの農地を新たに借りて、ハウスの資材の仕入れから組み立てまでを自身で行って、ハウスで観光農園をされています。それまでの量り売りに加えて、食べ放題を始めたことにより、以前とは異なった客層を集め、呼び込めるようになったということです。観光農園については、当面は現在の規模で価格をあまり上げずに、まずは固定客確保を考えています。また、育苗ハウスは、拡大して苗の販売を行っていき、閑散期の仕事を確保したいということでした。冬場のガス暖房の燃料費、また、資材も高騰しており、経営に影響を与えており、少し不安に思われています。夜間照明を時間によってLEDと病害虫の対策になる紫外線ライトに変えることにより、電気代の節約、農薬の軽減に努めているということです。イチゴの生産者でライングループを作っており、病害虫の発生状況等を共有しているということです。また、現状をより安定させるということを目標に、難しいことはしないように、効率化、マニュアル化を考えたスマート農業にも取り組み、前向きに継続していきたいということでした。目標達成については、十分に可能であると思

っています。

## 議 長

3番、担当の佐々木推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

代読します。

安佐北区白木地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の佐々木です。本日はよろしく申し上げます。

12月23日に岩重農業委員と共に申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。認定農業者の現在の状況ですが、就農時期は、平成20年5月で、株式会社を平成30年5月に設立されています。経営は順調に進んでいると思います。出荷先はJA、市場、スーパー、商店等々約20店舗になっております。近況や今後の展望についてですが、かん水タイマーを取り付けてかん水作業を自動化する取り組み、作業記録や作業時間のデータ化、有機JAS認定を受け商品性の向上を図ることです。現在ではハウス全体で有機JAS認定を受けました。規模拡大については、良い場所が見つければ、拡大したいそうです。新しく取り組んでいきたいことは、広島市農業用省エネ機器導入支援事業により、野菜包装機、液肥混入機、薬剤散布装置の導入を検討しており、先進的に取組まれています。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の更新について問題ありません。

## 議 長

岩重委員からも意見があればお願いします。

## 岩重委員

8番、岩重です。申請者は白木地区で中心となる農家であり、今後も白木地区の農業を引っ張っていく方だと思っています。地域も応援しており、この申請は問題ないと思います。

## 議 長

4番、下土井推進委員。

## 下土井推進委員

安佐北区可部地区を担当しております農地利用最適化推進委員の下土井です。本日はよろしく申し上げます。

昨年12月26日に申請者宅を訪問してお話を伺いました。現在の状況については、平成18年4月から、前農業委員の父親の技術指導の下で農業に従事され今日に至っています。現在は、本人と実母、まれにアルバイトを雇いなが

ら〇〇や産直市等へ出荷されています。近況と今後については、父親が重篤な病に倒れ、働けない状態が続いており、労働力不足は苗移植機などを導入して負担軽減を図り、さらに父親から栽培技術を学ぶこともできない状況なので、技術の習得は「〇〇塾」の職員に教わりながらキャベツ、ハクサイ等を作付けして頑張っています。農地拡大の意向は、現在の耕作地で農作物がしっかり作れる状況になれば、現耕作地に隣接する耕作放棄地を求め、拡大をしたいと考えているそうです。地元としても応援しており、今後も応援をしていく考えです。この農業経営改善計画の認定申請につきまして問題はありません。

## 議 長

高島委員からも意見があればお願いします。

## 高島委員

11番高島です。申請者の経営状況については、下土井推進委員の説明のとおりです。祖父から代々引き継いだほ場で、キャベツとハクサイを中心とした野菜作りに専念されています。先ほどの説明にありましたように、父親の病気により労働力不足となり、所有する農地は3町6反あまりありますが、北広島町のほ場は約1町5反、自宅周辺のほ場は約5反、合わせて約2町の作付けをされています。そうした中、北広島町と安佐北区〇〇の寒暖差を上手く利用し、出荷に狭間が生じないよう効率的な生産計画を立て、また、苗の定植機を昨年の春に導入し、農薬散布には、収穫運搬車に動力散布機を載せられるように工夫し、労力の軽減と労働時間の短縮に努められています。そして、肥料農薬や燃料の高騰に対しては、自作の堆肥や無料の鶏ふんを上手く利用され、経費削減にも努められています。常に安定出荷を心掛けられ、市場からの信頼も厚い生産者です。分からないことなどは、北広島町新規就農者研修施設に常駐する職員にアドバイスをもらっているようです。農業経営改善計画の認定については問題ないと思います。

## 議 長

5番、藤岡推進委員。

## 藤岡推進委員

安芸区阿戸地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の藤岡です。本日はよろしく申し上げます。

5番の申請については、12月25日に山縣委員と申請者のところに行きました。今年は暖冬ですが、その日は、9時頃でもビニールハウスは凍っており、早朝の作業は大変だと言われていました。申請者は平成30年12月に就農されており、5年を経過しました。経営状況はハウス15棟でコマツナ、ミズナ、ホウレンソウ、シロナ、チンゲンサイ、ミニトマト、サンチュ等を栽培し、露地10aで白ネギ、ブロッコリーを栽培し、全農に出荷されています。今後は

ミニトマトの作付面積を拡大するため、ハウスを3棟増設したいとのこと。ハウスでは自動開閉かん水システム、自走式ラジコン動力噴霧器を導入し、省力化を図られています。今後は、地元の若者と一緒に作業し、一人でも多くの農業者を育成できたらと話されていました。地元としても応援しており、今後も応援していきたいと思っています。農業経営改善計画の認定については問題ありません。

## 議 長

山縣委員からも意見があればお願いします。

## 山縣委員

16番山縣です。申請者は、平成30年に阿戸地区で就農し、現在、ビニールハウス15棟、調整棟1棟でコマツナ、ミズナ等を中心に栽培をされています。最近は露地で白ネギ及び葉物野菜を栽培し、栽培面積を拡大されています。また、ミニトマトの生産にも力を入れており、今後、50a程度の規模拡大をしたいと意欲を示され、現在候補地を探しているとのこと。今回の農業経営改善計画は問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案番号6番を除く5件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続いて、議案第4号、議案番号6番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

## 議 長

それでは、議案番号6番について事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第4号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の議案番号6番について説明します。

6番の申請者は、現在、機械の更新を行い、作業の効率化、作業時間の削減に取り組み、水稻を栽培しています。今後は、利用権設定と作業受託、特定農作業受託による面積拡大で、生産量の増加を図ります。また、単価の高い直売所への販売確保とともに、パソコンによる経営分析により経費削減を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得522万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案番号6番の説明を終わります。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。6番、岩崎推進委員。

## 岩崎推進委員

佐伯区五日市地区担当の農地利用最適化推進委員の岩崎です。よろしくお願ひします。

6番につきまして、12月22日、奥田委員と一緒に申請者を訪問し、話を伺いました。申請者は50歳で就農されて、現在まで16年間農業に携わっています。作物は主に水稻、一部野菜も作っており、本人が主体となって農業を行い、忙しい時には家族の応援も入るといふ経営形態です。出荷については、主にJAにもち米、ヒノヒカリ、にこまるを出荷し、その他直売で売り上げを伸ばす努力をされています。今後は、申請者のほ場は市街化区域にあり面積拡大は難しいので、農作業受委託を増やしていくということです。そして水稻販売先を拡大し、収益を増やすと同時に機械育苗等を行い、経費削減を行います。また、気候変動等で暖かくなるということも考えられ、それに適した水稻の品種の検討を行い、収量や品質の向上により収益の拡大を図っていきたいという意向でした。私からの意見としましては、今回の農業経営改善計画については目標達成が可能であり、問題ないと思います。

## 議長

奥田委員からも意見があればお願いします。

## 奥田委員

18番奥田です。申請者は、市街化区域内の非常に難しい環境の中で、あちらこちらの離れた農地の維持を、忙しい時には家族の協力も得ながら、頑張っています。JAの職員をされていたこともあり、地元からの信望も厚く、年齢も、私と同じ65歳ですが、まだまだ頑張っていていただき、今後も支援していきたいと思っています。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案番号6番を意見なしと市長に回答することに決定します。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

## 議 長

〇〇委員、議案番号6番を意見なしと市長に回答することに決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、64件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の10ページをご覧ください。今回、1番から4番で上程している合計64筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、笹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第5号について事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を

伺います。1番から3番、河野委員。

### **河野委員**

15番河野です。10月12日に高山推進委員と現地調査を行いました。その結果、山林、原野であったことを報告致します。

### **議 長**

4番、吉田委員。

### **吉田委員**

17番吉田です。小林推進委員と共に、昨年9月30日と10月1日の2日間にわたり現地調査を行いました。そのうち、位置が特定できなかった7筆については、事務局に公函を依頼し、10月14日再度調査を行いました。その結果、山林原野であったことを報告します。

### **議 長**

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

### **議 長**

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

### **議 長**

異議がないので、議案第5号の64件を非農地と判断することについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第4号の専決処理について、105件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

### **事務局（山崎主事）**

報告第1号から第4号までの専決処理について、説明します。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、16ページから19ページの23件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、20ページから29ページの55件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。報告第3号、非農地証明申請、30ページの6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規

定により、事務局次長が専決処理をしました。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、31ページから33ページの21件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第4号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第4号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、その他事項に入ります。議案第6号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

議案第6号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について説明します。令和5年10月5日第11回総会において、〇〇推進委員の辞任について同意することが承認され、その後、11月1日から11月30日の1か月間、欠員募集を行いました。それでは、お手元にお配りしています議案第6号、34ページをご覧ください。候補者の詳細については、35ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の申込状況についてですが、第4地区の欠員募集人数1人に対し、2人の申込がありました。12月19日に選考委員会による面接を実施し、農地利用最適化推進委員の候補者として〇〇さんを選考したものです。また、第8地区についても、第4地区と同時に11月1日から11月30日の1か月間、欠員募集を行いました。申込みがありませんでしたので、再度欠員募集をすることとします。以上で、議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですので、〇〇氏に農地利用最適化推進委員を委嘱することを承認してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、引き続き事務局より報告をお願いします。

## 事務局（小路次長）

それでは、配付資料の1ページ、資料1をご覧ください。12月5日から15日まで開催されました令和5年第6回広島市議会定例会、農業関係質疑の要旨についてご報告します。

まず、本会議での一般質問で安佐北区の山下議員から野生鳥獣の利活用について「本市において、これまでにジビエの食肉処理加工施設の整備に関する事例はあるか。また、今後、ジビエの食肉処理加工施設の整備を行いたい旨の相談があった場合、どのように対応するのか。」との質問があり、経済観光局長が「佐伯区湯来町の農家を中心とする有志で結成された「湯来ジビエの会」が、同町内にジビエの食肉処理加工施設の整備を行っており、旅館や飲食店等へのジビエの供給のほか、地域のイベントでの販売も行っている。食肉処理加工施設の整備に関して地域団体等から相談があった場合には、国や市の補助事業の活用等について助言するなどの対応を行ってきた。今後も、相談があった場合には、施設整備はもとより、ジビエの調達先に関する相談等についても、地域の実情に沿った対応を行っていく。」と答弁しました。

次に、佐伯区の宮崎議員より「ツキノワグマ出没への対応について」4点の質問があり経済観光局長が答弁しました。

まず「西中国山地におけるツキノワグマの生息頭数は10年前と比較してどうなっているか。また、人身被害等を未然に防ぐための捕獲対応については、イノシシやシカの対応と異なるのか。」との質問に対し、「環境省が令和2年度に実施した調査によると、広島県、島根県及び山口県の西中国山地において、約1,300頭のツキノワグマが生息しており、10年前の約870頭と比較して1.5倍に増加している。捕獲対応については、イノシシやシカは、捕獲の許可権限は本市が有しており、捕獲を行う場合は、本市が許可する。ツキノワグマについては、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」により保護されており、広島県が捕獲の許可権限を有している。ツキノワグマが市街地等に出没し、市民の生命及び財産への危険が想定される場合には、広島県の許可を得て、広島市有害鳥獣駆除班が、捕獲を行う。」との答弁がありました。

次に「本市の過去3か年のツキノワグマの目撃情報は何件か。また、今年度の目撃情報は、近年と比較してどうか。本市において、過去も含めツキノワグマによる人身被害が発生しているのか。」につきましては、記載のとおりですが、「令和5年度は11月末の時点で182件と、近年でも多い件数となっている。また、人身被害については、平成23年度以降は発生していない。」との答弁がありました。

「市民からツキノワグマと思われる目撃情報が寄せられた場合、情報の真偽を確認するとともに、人身被害等を未然に防ぐために、どのような対応を行っているのか。また、ツキノワグマの出没が確認された場合、どのような対応を行っているのか。」につきましては、「広島県では、ツキノワグマの生態に関する知識や追払いに関する技術

を有する者をクマレンジャーとして任命し、パトロールや花火等による追払い、出沒要因の調査等を委託している。目撃情報が寄せられた場合、その動物がツキノワグマである可能性について判断するために、クマレンジャーが木に残された爪痕や糞などの痕跡の確認等を行う現地調査を実施する。ツキノワグマである可能性があるとして判断された場合には、人身被害等を未然に防ぐために、区役所職員が関係する地域の学校、町内会等へ注意喚起を行う。市民の生命及び財産への危険が想定される場合には、広島県の許可を受け、広島市有害鳥獣駆除班が捕獲を行う。」との答弁がありました。

次に「中山間地域において、ツキノワグマの出沒が増えるのは、どのような原因が考えられるか。また、状況を改善するために、どのような取組を行っているか。」との質問があり、「出沒が増える原因として、柿や栗などの果樹が適切に管理されず放置されていたり、生ごみや野菜等の収穫残渣が放置されたりすると、餌を求めてツキノワグマが集落に出沒するようになると考えられる。特に、今年度については、越冬準備期である秋に、主食となるドングリ等の果実が不作になったことが出沒の原因であると考えられている。出沒を防ぐため、区役所職員が、放置された果樹の所有者に対して適切な管理を依頼するほか、地域住民に対して生ごみや収穫残渣等について適正に処理を行うよう、回覧板等により周知を行っている。また、佐伯区湯来町において、区役所主催でボランティアによる柿もぎイベントを実施しており、こうした取組により、果樹の適切な管理がツキノワグマ出沒の対策として有効であることをPRしている。併せて、ツキノワグマに出会った場合の対処方法などについても、回覧板等により周知を行っている。」との答弁がありました。

次に、12月14日にありました常任委員会での質疑についてご報告いたします。

安佐南区の確氷委員から、「農業者への省エネ機器等導入支援事業について」質問があり、農政課長が答弁しました。

まず、「令和5年10月に同様の補助金を募集していたが、今回、改めて事業を実施することとしたのはなぜか。」との質問があり、「令和5年10月16日から先着順で補助金交付申請の受付を開始したところ、見込みを上回る申請があり、当日中に予算額に達し、受付を終了したが、受付終了後も追加募集に係る問合せがあった。こうした中、国が物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を追加措置したことを受け、本市においても依然として物価高の影響を受けている認定農業者等に対し、その経営改善を図る必要があることから、この国の交付金を活用し、改めて事業を実施するものである。」と答弁しました。

次に「前回の事業の実績はどうか。」との質問につきましては、記載のとおりです。

「前回の事業で導入される機器等はどういったものがあるのか。また、今回の事業で導入される機器等はどのようなものを想定しているのか。」の質問については「前回の機器等は記載のとおりですが、今回の事業で導入される機器等も、前回と同様の機器を想定している。」と答弁しました。

次に「本事業のスケジュールはどのようになるのか。」との質問があり、「申請期間は、令和6年1月から2月頃までを予定しており、補助対象者の機器導入期限は、令和6年6月末を予定している。」と答弁しました。

「今回の事業の対象者数と補助申請額はどれくらいを見込んでいるのか。」との質問については記載のとおりです。

次に佐伯区の藤本委員から「広島市の食料自給率向上、及び地域農業の振興について」の質問があり、農政課長が答弁しました。

「2010年から2020年まで、広島市内の農地面積や農家戸数、農業出荷額の推移はどのように変化してきたのか。」との質問については、「本市の農地面積については、2020年は3,521ヘクタールとなっており、10年間で597ヘクタール減少し、割合としては14.5%の減となっている。農家戸数については、2020年は8,930戸となっており、10年間で715戸減少し、割合としては7.4%の減となっている。出荷額については、2020年は54億円となっており、10年間で1億円減少し、割合としては1.8%の減となっている。」と答弁しました。

次に「出荷額を減らさないように奮闘されていると思うが、その中心となる広島市の対策はどのようなことをしてきたのか。」と質問があり、「主な対策として、新規就農者の育成や生産緑地制度の運用などに取り組んでいる。新規就農者の育成については、「ひろしま活力農業”経営者育成事業”」により、現在までに54名が就農している。「生産緑地制度」については、現在、約10ヘクタールの農地を指定している。」と答弁しました。

「農用地全体を荒らさず、活用していくために、本市はどのような取組を行っており、実績はどうなっているのか。」の質問については、「地域の共助の取組による農地の利活用を促進するため、令和3年度から「地域主体の農地利活用支援事業」を開始しており、農地の利活用に向けた貸し借りや担い手の育成などに関する計画を策定しようとする地域団体に対して支援を行っている。具体的には、この計画の策定の参考とするための先進地視察研修を開催するとともに、農作業の共同化や委託などに資する農業機器の購入など、初期投資に係る経費に対し、2分の1以内、1地区当たり5年間で500万円を上限に補助を行う事業であり、これまでに安佐北区の可部町今井田及び白木町上吉井並びに佐伯区湯来町白砂の3地区の取組を支援している。」と答弁しました。

最後に藤本委員から「作業委託先を探してもなかなか見付からず、委託先が見付かっても作業料金が非常に高い。しかし、高齢化で作業委託せざるを得ない小規模農家が増えている。市内全域で農家がすぐに農作業や耕作をお願いできる状況を作ってもらいたい。」との要望がありました。報告は以上です。

## 事務局（平木主幹）

農地利用最適化推進委員の欠員募集についてご説明を致します。配付資料の5ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の選任事務の流れということで表を作っております。安芸区の〇〇推進委員は〇〇を理由に令和5年9月25日付けで辞任願が提出され、10月5日開催の総会において辞任の同意の承認が得られ、退職となりました。広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱におきまして、欠員が生じた場合は推進委員の補充に努めるものとする定められており、〇〇推進委員の担当地区の業務が滞らないよう速やかに欠員を補充するというので、令和5

年11月1日から11月30日まで欠員募集を行いました但し申込みがありませんでした。そのため、再度欠員募集を行います。推進委員の募集から選任までの流れですが、1月15日、月曜日から募集を開始します。募集の方法については、広島市のホームページや募集案内などにより募集を行います。安芸区役所、矢野出張所、JA広島市営農振興課に募集案内を設置してもらいます。また、市の広報誌、市民と市政の2月1日号で推進委員の募集記事を掲載することになっています。募集期間は2月16日、金曜日までで、募集期間は33日間となります。募集期間が終了しましたら、書面審査や面接等の選考委員会を行い候補者を決定します。予定では、4月5日開催の総会で推進委員の委嘱の承認をしていただくという流れで事務を進めたいと思っていますので、よろしくお願いします。

### **事務局（小林主任技師）**

令和6年度農業担い手育成研修生の募集期間延長についてお知らせします。配付資料はございませんが、農林水産振興センターから令和6年度農業担い手育成研修生の募集期間の延長について、周知への協力依頼がありました。まず、“ひろしま活力農業”経営者育成研修の募集期間について、当初は令和5年12月18日月曜日までとなっていました但し、令和6年1月15日月曜日まで延長されています。この研修では、主にコマツナなどの施設葉物野菜を生産する“ひろしま活力農業”経営者を育成します。もう一方の農業研修生募集は、当初、令和5年12月25日月曜日までとなっていました但し、令和6年2月29日木曜日まで延長されています。この研修は、直売向け多品目野菜の栽培技術などを習得するもので、就農できる農地がある者、新たに農地を借りて就農を目指す者のいずれも受講が可能です。農業研修の受講に関心のある方に心当たりがありましたら、農林水産振興センターをご紹介いただきますようお願いいたします。

### **事務局（山崎主事）**

続きまして、お配りしていますとおり広島市農業委員会だより、令和6年冬号が完成いたしましたので、ご参照ください。こちらは、昨日付けで生産区長あてに送付し、各農家にお配りいただくようお願いしております。その他、区の農林課、公民館等で配布することとしています。

続きまして、令和5年度第5回地区協議会について説明します。6ページ、資料3をご覧ください。下の表のとおり、1月9日火曜日から1月22日月曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和6年1月の現地調査日程について説明いたします。7ページ、資料4をご覧ください。今月の受付締め切り日は1月15日月曜日です。現地調査は1月16日火曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日水曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日木曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、具体的な開始日時等の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上、説明を終わります。

## **議 長**

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## **議 長**

これで令和6年第1回総会を終了します。では、冒頭にありましたように、この後、15時30分から5階講堂で研修会がありますので、引き続きよろしくお願ひします。次回の総会は、令和6年2月5日月曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## **鍛冶山会長職務代理者**

大変皆様お疲れ様でした。熱心なご討議ありがとうございました。このあと、今日は研修会があり、懇親会もあります。長丁場になりますが、どうぞよろしくお願ひ致します。大変お疲れ様でした。